

令和4年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月15日（木曜日）

◎議事日程

- | | | |
|-------|---------------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 請 願 第 2 号 | 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書
(請願審査報告) |
| 日程第 3 | 報 告 第 3 号 | 豊頃町国民保護計画の変更 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 意 見 書 案 第 7 号 | 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書 |
| 日程第 6 | | 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出
(議会運営委員会及び各常任委員会) |
| 日程第 7 | | 会期中の閉会 |

◎出席議員（9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 石 田 貢 君 | 2番 小笠原 茂 人 君 |
| 3番 坂 口 尚 示 君 | 4番 岩 井 明 君 |
| 5番 杉 野 好 行 君 | 6番 大 崎 英 樹 君 |
| 7番 大 谷 友 則 君 | 8番 中 村 純 也 君 |
| 9番 藤 田 博 規 君 | |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 按 田 武 君 |
| 副 町 長 | 菅 原 裕 一 君 |
| 教 育 長 | 中 川 直 幸 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 井 下 睦 男 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 山 口 浩 司 君 |
| 総 務 課 長 | 熊 谷 雅 美 君 |

企 画 課 長	鏑 木 政 洋 君
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
会 計 管 理 者	
福 祉 課 長	丹 羽 静 恵 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 谷 一 徳 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	森 直 史 君
消 防 署 長	江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 田 良 則 君
庶 務 係 主 事	手 塚 健 人 君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番岩井明議員を指名します。

◎ 請願第2号

- 藤田議長 日程第2 請願第2号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

- 坂口産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、請願受理番号。

請願第2号。

2、付託年月日。

令和4年12月8日。

3、件名。

物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

コロナ禍やウクライナ情勢、急激な円安の進行などによって燃油・肥料・飼料などの生産資材や食料品、輸送費など様々な価格が上昇しているが、経費上昇分が農畜産物の販売価格に反映されておらず、また、長引くコロナ禍で農畜産物の在庫滞留が続いており、特に酪農においては生乳・乳製品の需要減退による需給緩和が深刻化し、

農業経営環境は厳しさを増している。このため、適正な価格形成に向けた国民への理解醸成と農業経営の安定に向けた農畜産物の消費拡大対策等の強化を図ることは、本町の地域経済を守るためにも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 報告第3号

●藤田議長 日程第3 報告第3号豊頃町国民保護計画の変更についてを議題とします。

本件についての報告を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 報告第3号豊頃町国民保護計画の変更について御説明いたします。

本計画は、平成19年3月に作成し、平成24年9月に一部変更を行いました。その後の経過により計画事項の変更を要することから、この度計画の一部を変更するものであり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、北海道知事との協議が整いましたことから、同法第35条第8項において準用する同条第6項の規定により本議会に報告するものであります。

計画に係る変更の内容については、議案説明書を御参照いただきたいと思います。その主な理由は、関係機関及び本町の機構改革等によるもののほか、統計の修正、緊急情報ネットワークシステム及び全国瞬時警報システムの活用の追加などが主なものであります。

なお、お手元に配付いたしました計画書は、変更事項を調整したものであります。

以上、報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第3号は、報告済みとします。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第4 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、4番岩井明議員。登壇願います。

●4番岩井議員 日本共産党の岩井明でございます。

通告書に従いまして、質問をいたします。

初めに、修学旅行に係わる「旅行支援」制度からの「排除」、この問題についてお伺いいたします。

余市町の中学校が10月に実施した修学旅行で、全ての生徒に配られるべき「全国旅行支援」のクーポン券が、生活保護を受けている「要保護」世帯や生活保護世帯に近い経済状況と認定する「準要保護」世帯などの就学援助を受けている生徒たちに配られなかったことが、11月15日付け「北海道新聞」、11月16日付けの「毎日新聞」などで報じられております。

報道では、修学旅行が「公的支援を二重に受けることはできない」とこの制度を誤解したことが原因とされております。

修学旅行後、対象外となった生徒の保護者から学校に「就学援助受給者の特定につながる」と、このような相談があり、学校が経緯を調べ、旅行会社が制度を誤解していたことが判明しております。発行先の岩手県によると、就学援助対象者がクーポンを受け取れないという規定はないということでもあります。

以上のような事例に対し、本町における教育行政等の見解をお伺いいたします。

●藤田議長 中川教育長。

●中川教育長 御答弁申し上げます。

初めに、本町の修学旅行につきましては、中学生が今年4月に、小学生が9月に当初予定の日程で実施をしております。今回問題となりました国の「全国旅行支援」につきましては、10月から始まった制度であることから、本町ではこのような事例は起きてないことを確認しているところであります。

今回の件は、旅行会社の担当者の誤った解釈により、結果的に就学支援を受けてい

る生徒の特定につながり、家庭の事情により支援を受けている生徒への差別につながりかねない、そして何より支援を受けている子供たちの心を傷つけるなど、あってはならないことであるということを確認しております。

本町では、今回の修学旅行の件に限らず、町内小中学校との情報共有、連絡を密に、様々な学校活動の場面においても、個人情報の管理や児童生徒への配慮を第一に、引き続き取り組んでまいります。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 答弁ありがとうございます。

この町教育委員会や旅行会社などによりますと、3年生の生徒31人は、2泊3日で岩手県を訪問、政府の旅行需要喚起策である全国旅行支援制度を利用し、県内の飲食店などで使える同県発行の計6,000円のクーポン券が生徒たちに配られたと。

しかし、生活保護受給など、家計が苦しい世帯に自治体が学用品代などを支給する就学援助を受けていた生徒7人が別室に呼び出され、配付の対象外と説明を受けた。その後、対象外とされた生徒らは、それぞれ自分の部屋に戻り、奥で待機していたと。教員は各部屋を回り、7人以外の生徒にクーポン券を配ったと、このように新聞紙上ではなっております。

修学旅行後に対象外となった生徒の保護者から、学校に就学援助受給者の特定につながると相談がありまして、学校が経緯を調べ、旅行会社が制度を誤解していたことが判明したと。発行元の岩手県によると、就学援助対象者がクーポン券を受け取れないという規定はないと、このように言っております。

修学旅行を担当した日本旅行北海道、この親会社の日本旅行の広報担当者は、生徒の皆さんには悲しい思いをさせて大変申し訳ない、再発防止に向けて従業員の教育指導を徹底するとコメントしております。学校側は、この制度を精査すると、このように言っております。配付対象外となった生徒の親族の1人は、旅行会社のミスもあるけれども、学校の対応は、個人情報、人権、生徒への配慮もなく、あまりにもひどいと、このように語っていたと思います。

今、教育長から答弁を受けて、その答弁には私納得しておりますので、答弁は要りませんが、この生徒たちに対する心情、生徒たちのこれから社会に向けていく中で的心情はどのような心情があったかと、本当に私も痛感しているところです。

このような問題では、当町におかれましては、やはりたびたび文言に出てくるのは、生活保護、これに対する不正受給という言葉がよく聞かれておるところです。これも、もう一歩覆して考えますと、生活保護をもらう方が、自分たちで生活保護は、ただ申請なので、審査をするのは行政であり、その関連団体であるというふうに私は考えるところです。

やはり、この問題で一番大きな問題は、旅行会社の責任とか、学校の生徒が云々ということではなくて、このクーポン券が受け取れなかったその生徒たち、それで部屋で待機されていて、すぐにはクーポン券が使われるわけです。そのときにそれを見た生徒たちが、7人の生徒たちがどのように考えているか。やはり、このような小さい就学の問題でも、必ずといっていいほど生涯に残るものがあります。この罪のつけ具合で、修学旅行、誰が悪いとか誰がいいとかではなくて、やはり生徒に与えたこの印象は、計り知ることができないというふうに考えるところです。

私は、今後もこういうような生活保護、このような問題には、真剣にこれからも対処し、取り組むことをしっかりと申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 中川教育長。

●中川教育長 ただいま岩井議員からお話ありましたように、何より大事なのは子供たちの心でございますので、それを第一に今後も教育行政努めてまいりたいと思います。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 適切なお言葉、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。質問を終わります。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番2、5番杉野好行議員。登壇願います。

●5番杉野議員 一般質問をさせていただきます。1項目のみでございますけれども、細部にわたって一括で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

ネット難民についてということであります。

豊頃町においてネット難民となっている方の率はどれくらいか、またネット難民となっている方に、災害情報、または町の行政情報を詳しく伝えるにはどのようにしたらいいのか。町民に町の情報を広報でお伝えしているところでもありますけれども、全てを紙でお伝えするということになると、それ相応の経費がかかるであろうというふうには私も理解しております。しかしながら、このネット情報を取得できない町民について、どのような考えで情報をお伝えするのか、まず伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員の御質問にお答えいたします。

まず、議員御質問のネット難民というのは、近年のこの情報化社会の中で、パソコンやスマートフォンなどのコンピューターネットワークを使えないことで、不便を感じておられるこの一定数の人たちのことを指すというところで、デジタル難民と言わ

れている方なのかなと、そのように思っています。いろいろ言い方はあると思いますが、一般的なIT技術を利用している方の実態は、町としては把握できていないというのが現状でございます。今後、機会があれば、いわゆる町のアンケート調査等でどれくらいが使っているかというのが分かると思うのですが、その辺、実態を把握、今のところはしてございません。

なお、本町におけるIT技術の基盤となる情報通信基盤の整備状況につきましては、平成23年7月からのテレビの放送が地上デジタル放送に切り替わるということによりまして、難視聴区域の対象と合わせまして、平成21年度から光ファイバー網の敷設整備を行いました。町内ほぼ全域での家庭でのインターネット接続は、今可能な状況ということであります。この光ファイバー網を利用した直近のブロードバンドサービスの利用者は、町内で786件、接続件数率でいいますと、約53%の接続率ということになってございます。

次に、このネット難民の方にどう災害情報ですとか、行政情報を伝えるかというところでございます。まず防災情報につきましては、防災無線11局と戸別受信機、これを配布対象戸数が164台配布をしてございます。そして、携帯端末で受信可能なこのJアラート、それと利用登録された方が利用可能な防災ナビなどを、緊急時の情報の伝達手段として活用させていただいているというところでございます。

また、町の行政情報につきましては、主に紙媒体ということで、広報とよころで月1回、町民の皆様にお伝えをさせていただいているというところでございますけれども、そのほか必要に応じて、行政区長を通じて、回覧や文書配布等によりお伝えをさせていただいているというところでございます。そして、電子媒体では、同時に必要な情報を町のホームページにも情報のほう掲載しておりますし、今年の9月からは、無料通信アプリの「LINE」というアプリがありますけれども、これを利用した情報発信をしているところでございます。なおこのLINEについては、現在360人の方が利用登録をしているというところでございます。

そして、最後にこのネット難民となっている方にネットの情報をどう広めていくのかという話でございました。情報の伝達手段として、先ほど広報の活用というお話をさせていただきましたが、広報の役割は、町民に正しい情報を伝えるということでございます。その情報は、行政施策の情報、社会生活に必要な情報、防災情報など多岐にわたるというところでございます。ただし、広報は、現状月1回の発行ということもありまして、場合によっては迅速に伝えなければならない必要性が生じるものもありますので、こういった際の情報伝達ツールとして、インターネットやIT技術を通じたパソコンやスマートフォンから必要な情報を入手するというところで、先ほどのホームページですとか、そのLINEによって情報を取っていただくということ

も必要なのかなど、そのように思っております。

情報化時代といわれるこの現代でございますけれども、このデジタルツールをどうやって使っていくかというところになると思います。御本人の責任というところが一番大きなところにもなりますけれども、全ての町民がこのデジタル社会に対応をしていくというためには、まずは本人が使うという意欲、それと周りの方のサポート、特に高齢者の方はなかなか進まないという部分がありますから、その方々への対応ですとか、あと最近、いわゆる双方向、インターネットでできるようなことになってございます。音声対話による情報通信機器の浸透など、使う方の理解と行政や関係する機関で推進する体制が必要であると、そのように私、思っております。

以上でございます。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 御答弁いただいたとおりで、町長がおっしゃるように自己責任、これは当然のことだと思っております。ただし、私の子供たちぐらいの世代から学校教育の中に取り入れられてきて、今は小中学校の生徒全てにタブレット端末が貸し出されているというふうに理解はしますが、私も含めて、私もネット難民の1人だというふうに自分で思っているが、ガラパゴス携帯を持って、スマホを持っていないという。家にはタブレットとパソコンはありますので、町の情報については引き出すことはできますけれども、それに対して意見を申し述べるとか、そういうものについてはできないのが現状です。そういう中で、町長は個人の責任、その情報が必要と思えば、町民はそれを取得すべきだということもありましようけれども、こと災害等の緊急連絡、数年前の堤防がいつぱいいつぱいになる水害が起きたときに、住宅街を広報車で知らせて回って見たけれども、それを聞いている方たちが少なかったという意見が寄せられたことも、これもまた事実であると。そういう中で、国がやっている先ほどの国民保護の報告がありましたけれども、豊頃版Jアラートみたいなものというのは考えられないのか、そのためには、端末を持っていないといけないのだなということになります。また、NHKのニュース番組等で、左上のQRコードを読み込んでいただいたらもっと詳しい情報が読み取れますというふうに常に出ます。QRコードを読み取る端末を持っていなかったら、読めないのです。これもまた、ネット難民の一部になってしまう可能性があるというようなことが現代社会の実情です。

まずは、個人の責任で端末を所有してもらおうことしかあり得ないというふうに思いますけれども、少なくとも、そういう機械を持つ気持ち、努力をされた方については、教育部分で、指導部分で何かできることがあるのではないのか。また、先ほど申し上げたように、約140人の子供たちに端末は行き渡っているわけです。1世帯に一つでいいのです。1人に一つは要らないです、家庭の場合には。そのときに購入補

助をしながら、講習会には間違いなく参加する旨の責任を負ってもらいながら、何かの形で町民にその端末を提供する、貸し出す、またはほかの方法を使ってネット難民を何%でも減らしていく、そのようなお考えはありませんか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 自己責任と私のほうも先ほど言わせていただきましたが、基本的なところというのは、つなげばそれだけインターネットの世界、いろいろな意味で、詐欺があったりだとかいろいろなこと、ウイルスに攻撃されたりだとかというところがありますので、その辺含めまして、つないだときにはそういう危険性があるのだよという意味で、それを防ぐのも自分の責任でやらなければいけないと、そういう意味で自己責任というお話をさせていただいた部分でございます。

学校の教育現場では、小・中と全てにもう既にタブレット端末が配付されて、かつ授業の中でそれを活用した中で進められておりますし、これからはそういったところが、そういったものを使いながら進めていくのが普通になっていくというところではないかなと、そのように思っております。

議員がおっしゃられたこの豊頃版Jアラートたるものは考えられないのかという話がありました。形はちょっと違うのですが、何か災害ですとか、そういったところが起きれば、うちの災害担当のほうからすぐ防災無線を使って情報は流すようなことになってございますので、Jアラートは国から直接けたたましいあの音で来るのですが、町といたしましてもそういった災害に関わる部分については、やっていることは職員がしゃべるとかいろいろな部分ありますけれども、アナログ的なこともあるのですが、そういったことで防災無線を使って、または戸別受信機で対応しているというところでございます。言われるとおり、実際防災無線または戸別に車でこう回って歩いても、なかなか聞こえづらいというふうな話というのは、実際私も聞いてございました。その辺は、鋭意ちょっと聞こえるように直していかなくては駄目なのかなと、そのように思っているところでございます。

いわゆる使えない方をどうしていくかというところは、なかなかいろいろなお話、議員からもありました補助をしてはどうかとか、貸してはどうかという話もございます。今も、持たれている方で、仮に役場のほうに来て、ちょっとこの使い方が分からないのだとか、これどうなのだという話になったときには、職員も懇切丁寧に教えてあげているところでもございます。使い方も含めてです。今よく1階で皆さん、マイナンバーカードの取得で見えられる方が多いです。特にお年寄りも多いです。ポイントが頂けるといふ部分もあるので来ている方もいますけれども、そういった部分を私も見ても、非常に皆さん、詳しく話しても理解がなかなかできないと。それはやっぱり、そういったところの議員言われるネット難民というような形の部分もあるのか

などは思ってますけれども、それも非常に丁寧に理解していただくように時間をかけて教えて、教えるというか説明すれば、分かっただいて帰っていただけるというようなところもございます。今後、そういった部分を含めまして対応していきたいと思えますし、また持たれていない方をどうするのかというところも、この先、いろいろな意味でこういった情報を知らせる場面が広がってくると、そこも何とかしなければいけないというふうにも私、思っております。今、この場でどうする、こうするという話はなかなか難しいかなと思っておりますけれども、その辺も今後対応していかなければ駄目だということろは感じながら執行してまいりたいと、そのように思っています。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど来から個人の努力によるものだということで、非常に悩ましい問題だというふうには思います。ですが、例えばネット難民ゼロ宣言をしている町とか、それに向けて町職員の皆さんも、または町民も一丸となって前に進む方法とか、ほかには高齢者の方のお宅に訪問する保健師と、またほかの方たちも、目の前でタブレットなり i P h o n e なりノートパソコンを持って訪問させていただいて、使っているのはお年寄りは見ているのです。ただし、どんな内容でどういうことが情報としてあるのだということが、お年寄りには保健師や何かから見せられていないわけです。こういうことがあったらこんな情報があつて、高齢者の方にもサービスがまだ行き届くのですよというような対応もあれば、もう少し興味を持っていただけることもあるのか、また、そのことによって、携帯電話お持ちですか、持っていないということであればお持ちになったほうが良いと思います。または、今の特殊詐欺時代で、家族とのコミュニケーションが一番の予防法というふうに言われています。最低限の端末を持つことが必要ではないのかな。また、その端末を持つことによって、先ほどのNHKのニュースのことを申し上げましたけれども、町広報紙の中に、これぞ知ってもらいたいという情報についてはこのQRコードを読み取ってくださいというようなこともあつていいのかなという思いをしながら、この質問をさせていただいて、終わらせていただきたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今の杉野議員のお話から察しますと、ネット使えるような状況が云々ではなくて、使えるような状況にならなければいけないのだというようなお話だったのかなと、だからそれをどうしていくのだという話だったのかなと思えますけれども、やはり今後、いわゆる医療に関しましても、だんだんと移動制限がかかるような、い

わゆる病院まで通えないとか車がないとかという部分になりますと、遠隔地のそういったタブレットで診察するようなこともこれから先出てくると思いますし、ある意味そういった部分では、いろいろなところでこういったツール使いながら進めていかなければ駄目なことというのは多くなってくると思います。使えない方には、分かっただけのようにしっかりと御説明しながらやっていかななくてはいけないなど、そのように思っておりますし、実際その端末を持たれていない方をどうするかということも、この先ますますこの情報の伝達の仕方がこういったものになってくるということになれば、対応していかなければいけないところだと思っております。そういった意味も含めまして、今後しっかりと担当課等含めて、きっと近い将来そういうふうになると思いますから、そういったところも検討していくよう進めてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番3、6番大崎英樹議員。登壇願います。

●6番大崎議員 質問の1番目でございますが、最近というか、国際的にCOP27、あるいは国内的には温室ガス、脱炭素、ノーカーボン社会、いろいろと関連した二酸化炭素の削減に対しての政策あるいは対策、あるいは施行、どうそれを進めていくかということについての、毎日これらについての問題点が指摘され、推進するためにどうするかというようなメディア、あるいは我々社会を生活環境としてどうそれらについての問題解決をするかということについての話題、あるいは情報が錯綜されております。したがって、今回の温室効果ガスについての我が町の取組というものについて、具体的にどの段階でどうなっているのかということの進捗、あるいは今後の考え方、このことについてまずお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員の御質問にお答えいたします。

議員も御承知かと存じますけれども、国では、温室効果ガスの排出量を2030年度には2013年度対比で46%減、2050年度には実質ゼロ状態であるカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指しておりまして、まず1点目に、北海道でもまた重点的な取組ということでまず脱炭素、そして再生可能エネルギーの活用、そしてCO₂の吸収源の対策、これを北海道も柱に進めていくと方針を示されているというところでございます。

本町におきましても、ごみの分別収集による資源の循環や家庭ごみの排出削減、公共施設のLED化、職員のノーカーデーの実施など、できるところから現在取り組んでいるところでございます。また、今年度実施をしている二酸化炭素排出量調査の結果、これを今、精査をしているところでございます。この結果、国や北海道の方針に則した上で、今後本町の特性を考慮した具体的な考え方をお示ししていきたいと、そのように思っている次第でございます。

以上でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常に今の答弁の内容では、今後の見通しというのは、従来とあまり変わらんという感覚しか私には捉えられないのです。したがって、より具体的にこの目標値を上げていくためには、国は2050年には国際的にゼロにしようと。国際的にも、そのような目標を具体的に挙げている。それにはどうしたらいいかという具体的な、具現化するための施策というものを、やはり目標値を上げていかなければいけない。今の町長の答弁の中では、従来から例えばごみの処理についても同じ内容でこのまま推移するのか、あるいは削減目標を具体的に、それでは住民にどうそれを示していくのかというのが見えないのです。その辺の考え方は、私はもう一步進めなければいかんだろうと。そのためには体制をどうするかと。町内の中でどのような、あるいは町内というか全豊頃地域で、どういう形態がより町民に具体的にそれを振興、あるいは進化させるかということについての考え方と形態と制度がなければ、これは私は、意外にスピード感が感じられるだろうかと、町民が、そういうような考えをいたします。したがって、もう少し具体的な考え方ありませんか、ということ伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 先ほど答弁させていただきました、この今年度実施いたしております二酸化炭素排出量調査、この結果を今、精査をさせていただいているところで、これをより一步進めまして、次年度にはいわゆる環境目標、先ほど議員がおっしゃってございました、町内でどうしていくか、何が必要なのか、方向性どうするのかと、そういったところを次年度目標設定しながら、計画性をもって、そしてそれについて町民の皆様にはしっかりとお示ししながら進めていかなければならないと、そのように思っている次第でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 それでは、具体的に聞きます。いつまでにそれを示そうとするのかというところの考え方が一つ。それともう一つは、例えば本町における削減目標、あるいは脱炭素社会のこの模範的な行政、町とするためには、どういう方々とそれらに

ついでに相談をしながら、あるいは協議をしながら進めるかというところは、欠けて、私は今の答弁の中では感じます。したがって、本町は1次産業が中心の基盤としたまちづくりに推進しています。その産学官というものについての一体的な考え方の中で、より突っ込んだ考え方の体制を築くということはいかがでしょうかというところをお伺いします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 最初に、いつまでというお話がございました。これも先ほど申しましたとおり、来年度内にはある程度の方向性というのを計画性を持たなければいけないなど私思っていますので、そういった意味で担当課含めて指示をしていくというふうになるかと思えます。それと、その体制につきまして、この排出量調査終わりましたら、先ほどから何度も中身を精査させていただくという話をしておりますが、町職員の中にそれに対する専門的な識見ですとか持った職員というのはなかなか難しいかなと思っています。言われるとおりに産学官、町だけでつくっても、なかなかいわゆる先ほどおっしゃったとおり、いろいろな団体ですとか、そういうところございます。そういったところにもしっかりと浸透をさせていかなければ駄目だというところ、あと専門的見地から御意見をいただかなくてはならんと、そういうところもあると私思っていますので、そういった体制でこの町のこの環境問題、計画をどうしていくかというような体制を取って策定をしていかなければ駄目だなど、私はそう思っています。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常に一歩進んだ考えに至ったように捉えました。現状の中のスタッフの中では、専門家がいなければなかなか難しい。であればならこそ、産学官、オール豊頃の中のその見通しと、それからそれにも不足するのであれば、他町からあるいは道内の専門的な組織や機構からそういうような内容の専門官というのですか、そういうものもやはり招聘し、それらについても学習するということの手順として、今後は進まれるかどうかというところを期待したいわけであります。

ある町では、既にもうそれを進めております。全国で76あるのです。その中で、十勝でも四つほどあります。具体的に町長分かりますと思いますが、二酸化炭素排出抑制対策のその事業費予算の補助があります。極めて近いところでは、そういう町も十勝であります。そこには、そういうような具体的なものを町民に見えるようにやはり組織化されています。ぜひともそういうものの意欲的なのというのですか、積極的な考え方を、再生可能エネルギーを使いながら、我が町にはそれらの民間でも、あるいは直近では民間のバイオマスエネルギーの利用を元にした酪農家も報道されている、なって

いるわけでありまして。したがって、そういうようなところを具現化するという、強力にやはりそれを進めていくためには、どうするかという英知をやはり結集しなければならぬ。そういうことについての考え方はいかがですか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 委員おっしゃるとおり、十勝管内でももう既にこの環境問題、取組進められているところがございます。今後、本町でもそういった計画等課題に取り組む部分の中では、先進的なところへお話を聞きに行き、勉強させていただくということ、そういったことも必要なこと。当然、いわゆる国の補助等も受ける場合には、常に先進的なところの具体例をいただきながら策定していくような形というのがきっと必須ではないのかなと、そのように思っておりますので、その辺もしっかりやっていかなければ駄目だと。それはもう、当初から私も思っております。

それと、町内にいわゆる環境に配慮した事業を進めておられる、また進めようとしている事業者等がございます。そういった事業者等も、これから先のことを考えますと、しっかりと連携を取りながら、うまく使わせていただくところは使わせていただきながら、また町としてやらなければ駄目だということもしっかりと考えながらというように、今後しっかりと進めてまいりたいと、そのように思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 そういう今議論されていく中で、やはり本町ならではの環境というのは、もう既に二酸化炭素の削減の将来的に事業として展開できるなという、非常に夢を与えてくれている民間人がいるわけです。ですから、それが太陽光ソーラーであろうとバイオマスであろうと、そのほかに我が町に対しては、自然環境としては、やはりほかの町村と匹敵するぐらいの、あるいはそれ以上の森林的な二酸化炭素の削減事業というのは、見えないのですが、森があれば、林があれば、そういうことも感じ取っていくような教育を我々は提出しているというか、提案していかなければいかぬ。そのためには、森林のそういう保護とかを積極的に進める推進をどうするか、あるいは、現状をもう少し診断してそれをどう生かしていくかというところの将来的な、町有地を含めて、民有地も入れて、それらについての考え方というものも必要ではないかと思っておりますけれども、その辺の考えはいかがですか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 なかなか難しい課題がありまして、今からそこまで広がるとなかなかお答えするのも難しいのかなと思っております。ただ、私もそれほど専門的にいろいろなことを知ってるわけではございません。これからしっかりと私も勉強しながら、この環境問題政策について進めていかなければならぬなど、このように思っております。

ます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 もう一つ踏み込んでいただきたい答弁内容を期待したのですが、それはなぜかという、何もお金をかければいい、補助金をもらえばいいという事業ではありません。我々は、いかにして我々の生命と未来に向かったのこの地球環境や我が町のそういうクリーンな社会というものをつくり上げるかという、自然が生む、自然の中の我々の生き方というものを町民にやはり示していくべきだというふうに私は常日頃考えます。感じています。

今後は、今、我が町に太陽光の再生可能エネルギーの施設があります。そして、2年半後には、民間のバイオマスが具現化します。あるいは、これからそれに沿って、追従してくる民間企業も多くあると思います。少なくとも今後については、これはちょっと、私は最近の用語なので理解に最初苦労しましたが、カーボンプライシングというのがあるそうです。略してCPと言うようです。これは何だろうというふうに捉えたら、我が町でもこれはできるなというのが内容として理解できました。カーボンプライシングです。それは、より二酸化炭素を減らした団体や企業や民間から二酸化炭素を多く排出しているところを買うという、こういう制度だそうです。

私は、そういうことになると、我が町に置き換えたら、大きな22メガのソーラーがある、あの企業はすごいな、そうしたら脱炭素に向かったの積極的な企業努力をしているのではないか。あるいは、先ほどのバイオマス事業を展開する酪農家は、本町の酪農家全てがそういうことで脱炭素社会に向かって、余分に空気をきれいにしてくれている、それは売れるのではないか。それを出して、出さなかった企業が、その分をお金で今度は買わなければいかんという制度です。

ですから、私は、少なくともこの脱炭素社会に北海道で指定されている行政、自治体、このものに早く、早くゴールしなければならんという考えを、焦りはあります。

したがって、これについて、この件についての質問の最後です。町長がこの豊頃町の脱炭素地域、豊頃町脱炭素宣言をできるだけ早めにそれを標榜しないといかん、宣言しないといかん。その宣言のメニューが出てくるから、町民が努力していく、あるいは知識を出す、知恵を出す、あるいはほかから、そういうものの力を貸してもらおうというものに走っていくのではないかというところを期待したいわけであります。その件についての、最後にこの件についての答弁を、考え方をお聞きします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 なかなか私も今、議員のお話を聞きまして勉強になりました。しっかりと勉強していかなくてはならんかなと、そのように思っていますが、脱炭素に関する町の宣言というところでございますけれども、いわゆる先ほどから申し上げてい

るとおり、今、内容のほうしっかりと精査させていただいてございます。親が先か子が先かというところ、先に宣言してしまってから、次に中身を示すよ、というところもあるのでしょうか、自分といたしましては、中身をしっかりと固めた上で皆さんにお示した段階で宣言ということなのかなと、以前から私、そう思っていたので、ここはしっかりと中身のほうを具体化させた上で宣言をするというようなことで考えてございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 続けてよろしいですか。

●藤田議長 大崎議員に申し上げます。大崎議員の質問が続いておりますけれども、11時15分まで休憩をした後、次の質問に進んでいただきたいと思いますけれども。

●6番大崎議員 了解しました。では、2番目は休憩後ということ。

●藤田議長 それでは、11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

大崎議員。

●6番大崎議員 2番目の質問に入らせていただきます。

今日を一にして、本日の新聞には関連する後発地震注意情報が明日から発令されます。この件について、非常に我が町が今まで捉えてきている災害について、特に大津波についてのその地区の現状というものについては、本格的に真剣に、そして危機感を感じながら、これらについての対策をどう行政が先頭になって進めるかという、あるいは進めているかという現状についての御答弁を、考え方を含めてでも、それらについてをお聞きしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、今日、私も新聞で見させていただきました。後発地震注意情報というところで、非常に緊急性高いというところは、私も承知をしているところでございます。この部分、地震の災害というのは、場所に問わず豊頃町内全て関連するというところでございます。今、どちらかといえば日本千島、日本海溝・千島海溝周辺型地震の大津波という絡みで、大津地域について重点的に対策等を進めているところでございますけれども、当然その地域だけでなく、豊頃町内全体というところで、この防災対策というところは進めていかなければならないというところは考えてございます。

並行しまして、避難所の整備ですとか、防災の資機材の確保ですとか、そういったところは町内全域含めまして、避難所に当たるところ、次年度以降考えていかなければならん、そのように思っている次第でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 もう少し具体的に再認識をするためにお伺いしたわけですが、本町における大津波における地域の人の避難の現状というのはどうなっているのか、現状ですよ。それと、行政報告がございましたが、本町は国から特別強化地域に指定されました。したがって、このことについての事業というものを含めて、その地域の方の命を第一に考えた避難対策地というものについても、力強く、現状はどうなっているかということについて、その地域の方に限定されていいと思います。大津波ですから。災害全体についてはまた後ほど触れるかもしれませんが、そのことについてのお考えを示していただきたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、行政報告でもお話をさせていただいたわけですが、本町は、本年6月に改正施行されました日本海溝・千島海溝周辺型地震の特別措置法における津波避難対策特別強化地域というところに指定されてございます。これは全道で39市町ということであったかなと思ってございます。

北海道からも、津波被害のシミュレーションとして、家屋や人的にも非常に厳しい被害の状況が示されてございます。これらの被害の低減を図るべく、多様な避難経路や避難所の整備など、この防災設備の整備を地域と協議しながら今進めているというところでございます。

今年度は、このコロナ禍で実施できなかった避難訓練を、大津地域において3年ぶりに実施をさせていただきまして、大津地区の皆様への説明会や意見聴取、そして職員に対して避難所の運営訓練ですとか、あとハード面では、トンケシ避難場所への避難路の整備、避難場所への防災倉庫の整備を今考えているところでございます。

また、次年度以降、この特別措置法の指定を活用し、避難路の拡充への調査ですとか、その後の整備、また関係各所との協議など積極的に進めていくというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、地震、津波はいつ発生するかわからないというところでございます。有事に備えまして、ハード面、ソフト面含めた体制整備について進めているというところでございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 現状からそういうような災害があった場合には、今後については、

不足なところは進めていくと、この漠然とした表現では、やはりより理解が深まらないのです。したがって、本町の今、前段私が話した地域の人の避難の箇所というのは、御存じのように国道336号線のところの山のところと、それから今回、本当に努力されて短期間でできたトンケシの灯台のところの避難所が完成したということは、非常に私は、心不安定なものが安定になっていた、安全だという捉え方をしています。このことについての町長の御努力は評価させていただきます。早急にこれを進めた。今後はやはり、その不備な点については、まだ検証し、点検し、それを進めるかというのが行政のこれは宿題です。

ですから、この間新聞にも出ていたように、トンケシの地域の方含め29名、30名近くの方が見学されています。この記事も、皆さん心強く思っていると思います。したがって、これについての検証は、まだ私はやるべきだと。

私も見に行きまして、夜中に行きました。地震と災害は真昼間には起きないかもしれませんが。真夜中の真冬になるかもしれない。そのときに車でどう上がってどう下がってくるのか。あるいは、現状どうなのかと私は見に行きました。まだまだ私のこの運転技術では、危険性のあるところの道路があるのだと。大雨があつて、大雨でそれを道路が流れて水路にこれ変わったときどうなるのだろうという検証も、私は不安でありました。

しかし、もう一つ、そうでないものがありました。今回エレゾの社長が、あそこに施設をやりました。このことは、観光施設としてもウエルカムでしょう。しかし、もしそういう災害になったときには、現状の避難所からあの建屋を、あの企業と協定を結ぶくらいの考えは必要ではないかというところも感じ取りました。それについてのその所有者、代表とどうこれから進めようとしているかというところもありましたらお聞きしたい。私は、なければ早急に避難したときの避難民があつた施設を活用させてもらいたいという町との協定を結ぶべきだという期待をします。その辺の考え方をお聞かせください。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 先ほど議員おっしゃられたとおり、12月7日、トンケシの避難場所で大津地域の方に場所を見ていただいて、御意見をいただいたというところでございます。中の御意見では、まだまだ足りないぞという話も伺ってございますし、やはり避難場所、避難路上がとつてくるところで道はつけたのだけれども、やはり不安だというような方々のお話もありました。まだ改良の余地はあるのかなと思っております。そこは順次改良、改善しながら進めてまいりたいと思っております。

それと議員おっしゃられているとおり、あそこで事業を展開している事業者と何か協定なり何なりという話がございました。もう既にお話のほうは済ませさせていただ

てございます。ただ、やはりその具体的な避難をしてきたときの対応の内容というのをしっかりと定めなければならんというところでございます。まだそこまでは言ってません。お話をしながら、うまくやろうという話をさせていただいている段階でございますので、この後、年明けにでもそういった中身を具体的に詰めまして、協定に運べるようなことで話を進めてまいりたいと、そのように思っている次第でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 先ほど、冒頭に、明日から後発地震注意情報が発生されます。これ、道内では63の市町村が該当しているわけです。その一つが豊頃町です。まして、今、町長のお話のように、国道336号線の避難所があります。今回、新たに正式にトンケシの灯台のところの避難所となりました。そして、従来からあるその地域の町の中には、コミセンを含めた避難建物があります。これは、棟と書いてデータでは内閣府では、豊頃町を捉えています。1か所です。既に63の中で、豊頃町が内閣府と地震の調査協議会で、豊頃町だけは1件がありました。それは多分、町の中のコミセンのことをカウントされていると思います。まして、今後についての考え方は、地域の人で今の2か所に避難、緊急避難は可能性ができました。しかし、それ以外で行けない方がいらっしゃいます。要望がありました。町の中の避難所の近くに、隣地に避難タワーはできないのかというところの要望でありました。避難タワーに豊頃町は検討中、今後はあると記されています、内閣府。このものについての期待を、今後は地域の人にぜひとも100%受け止めてもらうというための避難タワーはどうか。

全国で、これは資料ありますが、588件あります。既に高知県は、モデル地区になってました。そういうところの参考にしながら、それらの避難タワーの予定・計画を早急に私はその地域の希望者の安全のために考えるべきだという考えはどうかということ伺いたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今、議員おっしゃられたとおり、避難所としては大津のコミセンが1か所という話になってございます。議員が先ほど言われた避難タワーのお話でございます。いわゆる今回の特別措置法の中で考えられるという部分の中では、特別強化地域に指定され、そしてこの補助率が2分の1から3分の2に引き上げられたという中では、やはりその中のメニューとして、避難タワー、避難施設というのが一番大きくなってございます。そういった部分を含めると、この道東沿岸の地域では、避難タワーの整備というところも考えられるという市町もあるというようなことで報道もされてございます。

いわゆる今、大津に最大22.3メートルが来るというところの準備する施設とし

て、避難タワーということであれば、そのマックスの津波より高い施設を建てなければいけないということになってこようかと思っております。現実的にその25メートルクラスの避難所、避難タワーを建設するという話になれば、その規模もそうでしょうし、実際、そのところに利用される高齢者の方がそこに上がっていけるのかという問題も出てきます。考え方として、そのマックスの津波が必ず来るかといったら、そういうことではないと思います。どういう津波、どれぐらいの地震が起きて津波が来るかというところは、予測はできません。ただ、今、いわゆるこの特措法における財政支援を受けながら整備していくという話になれば、示されている津波高以上の施設を整備しなければいけないというところでございます。

そう想定されますと、敷地またはその事業費、財源、3分の1を町が見ればいいという話でございますが、やはり事業費においては相当多額なものになるというところもございます。人命には代えられないのではないかというお話もありますけれども、いわゆるその最大の津波のためにその施設を建てるということでございます。そういった意味も含めますと、そこ現実的なのかというところは、やはり地域としっかりと議論というか論議、お話を聞きながら進めなければいけないというところでございますので、今回内閣府のほう、緊急事業計画ということで、国に提出させていただくこの特措法における事業計画の中には、今のところこのタワーの整備というところは入れてございません。この後地域と話して、どうしてもそれが必要だという話になれば、また協議をしながらということになるとは思いますけれども、それよりもいわゆる避難路ですとか、避難していただくことを第一に、場所というよりは、どう早く逃げられるかというところをしっかりと地域とお話を深めながら、それでいて施設の整備というところ、そういった避難タワー含めた施設の整備なのかなというふうに考えてございますので、その辺は話の進め方として御理解をいただきたいなど、そのように思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 避難タワーということについては、私は考え方としては、今、町長が内容説明ありました。本町は、先ほど触れたように、津波避難対策の特別強化地域になりました。だから、従来のこういう施設についての国の考え方は、もしそれを具体的に計画し着工するというのであれば、2分の1ですよというのが3分の2になりました。ところが今、3分の1は町が負担ではありません。道は3分の1、結論を出しました。残りの3分の1。だから丸々ノーリスクなのです。金額の考え方については、道は出しましたよ。ですから、このことについて、あと、それでは何のデメリットがあるのだ、リスクがあるのだということを考えてほしい。

そうすると、他町の資料見ますと、これだけの、災害がないときは、これはただの

タワーではないか。この管理は誰がするのだという問題が起きたそうです。私は当然だと思います。しかし、本町は、12月、1月、2月のジュエリーアイスで、これだけの観光客が押し寄せます。夜中に、真冬に。そのときにこの災害が起きたときの唯一の避難というのは、ここで吸収できるか、助けられるという発想をしなければいかんと私は思いました。

では、災害がないときはどうする。これは、観光施設にリニューアル、アレンジすべきだと私は感じました。そのための行政や地域やあるいは産業界がこれらについての後押しをしてもらったほうが、より豊頃のこの観光施設あるいは命を大事にする豊頃町という宣言もここではできるなというところの考え方を関係者で練り合わせていけば、私は実現するというところで終着しました。それを執行者の町長にぜひとも前向きな考えで、これらについての頭の中に整理をして、総合的なやはり避難タワーイコール地域安全のための対策を練り上げていただきたいという考えをいただきますが、それらについての考えをお聞きして、私の質問は終わります。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 ありがとうございます。いわゆる後ろを押しいただいているというふうに私自身捉えてございます。

いわゆる議員おっしゃるとおり、内閣府と、実際国に行って協議をさせていただいたときには、やはり施設整備した場合には、それなりの費用対効果というのは求められるということでございます。町にしてみれば、費用対効果とは何なのだという話になります。実際、災害が起きたときに避難する場所であり、道でありということでしょうという話なのですが、言われるとおおり、何も起きないときには、ではただあるだけなのかという話です。道もそうです。施設も建てれば使えるようなことも考えながらやっていただきたいという話は伺ってございました。

地域にとって、その観光というところもでございます。実際訪れる、そこに住まれている人だけではなくて、やはり外から訪れる方に対する避難場所という意味も含めると、そういった、議員おっしゃるとおりの話になろうかなとは思いますが、期間的な部分、いわゆる緊急事業計画も5年のスパンで実施するような形を考えなければいけないというところがございます。タワーですとか、施設建設すればどれぐらいの時間がかかるのかとか、今、昨今の実情を考えますと、そう簡単な話ではないのかなというところも思っておりますし、何しろまずは、地域の方としっかりと話を深めながら、いわゆる話をまとめた上でしっかりと理解をいただいて進めなければいけないというところなのかなと思っております。今、ここで早急にこうしよう、ああしようという話を、ちょっとうまくは、すぐには言えませんけれども、しっかりとこの後どうしていくかというのは、地域とも何度もこういった機会を持って、話を聞いて

てくれる、意見交換する場所を持ってくれという話も、この間現地に行って話も伺っておりますし、住民の方と地域の代表の方、きちんと話をしていくような形を、頻度を深めていきたいなと思っております。そういったところで、その避難場所、避難路、そして避難施設の整備というところを総合的に判断をさせていただきたいと、そのように思っておりますので、理解のほうよろしくお願いいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 以上をもちまして、質問を終わります。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第7号

●藤田議長 日程第5 意見書案第7号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第7号。

提出者、豊頃町議会議員、坂口尚示。

賛成者、豊頃町議会議員、岩井明。

同上、大谷友則。

同上、石田貢。

物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書。

世界では、新型コロナ終息後の需要回復を見込んだ石油等の価格上昇に加え、ウクライナ情勢によって燃油・肥料・飼料などの生産資材や穀物の相場が急騰している。また、食料とエネルギーを輸入に依存している我が国においては、急激な円安の進行で様々なモノ・サービス等の価格が上昇しており、農水省における2022年11月の食品価格動向調査結果によると、食用サラダ油が2020年より約45パーセント、小麦粉が同約21パーセント高騰しているなど、国民生活に大きな影響を及ぼしている。

こうした情勢を踏まえ、政府は物価上昇に係る国民や農業者等の負担軽減策を講じているが、コスト高を十分に補填しきれず経費上昇分が農畜産物の販売価格にも反映

されていない。このため、農水省の食料・農業・農村基本法の検証部会では、農産物の適正取引等を定めたフランスの法律など、海外の事例を踏まえて適正な価格形成の実現に向けて議論が進んでおり、国民の理解醸成が重要視されている。

また、長引くコロナ禍による農畜産物の在庫滞留が続いており、価格の低迷や生産資材高騰が農業経営に大きな影響を与えているなか、特に酪農においては牛乳乳製品の需要減退による需給緩和が深刻化し経営環境は日々厳しさを増している。このため、生産現場では生産抑制に取り組んでいるものの処理不可能乳の発生が懸念されており、一刻も早い需給改善が求められている。

については、食料安全保障の強化に向けて、コスト高に係る農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を整備するとともに、農業者の経営継続に向けた需給改善策等を講じることがを要望する。

記。

1、混迷する世界情勢等に伴い、燃油や肥料、飼料などの生産資材価格が高止まりしているなか、コスト高が農畜産物の取引・販売価格に反映されず、生産現場は営農継続が危機的状況にあることから、流通・販売業者や消費者への理解醸成を図り、経費高騰に係る農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を早急に整備すること。

2、コロナ禍やウクライナ情勢等で生産資材が高騰し、農業経営が逼迫している中、特に酪農家はかつてないほどの厳しい情勢に晒され存続の危機に瀕していることから、牛乳乳製品等を含めた消費拡大対策を一層強化するなど、営農継続に向けて一刻も早く需給改善策を図るとともに、無利子等の金融対策も併せて講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第6 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査をすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第7 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、令和4年第4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員